

第3回個別対話議事録

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
1	入札説明書	2(1)キ(ア)	予定価格	17	2	第2回個別対話議事録（共通開示）のNo. 3の回答に「再整備業務における費用については水素技術に係る設備に関する工事が無いもの（例示いただいたケースのとおり、全面舗装するなど）としてご提案ください。」とありますが、予定価格の36,986,924,000円にはサービス購入料Aと水素技術活用に係る費用が含まれるところ、当該部の「水素技術活用に係る費用」は削除されるという理解でよろしいでしょうか。	予定価格36,986,924,000円から「水素技術活用に係る費用」を削除するものではありません。サービス購入料Aは、水素技術の活用がない場合に追加で必要な工事を含む費用とし、水素技術活用に係る費用は、水素技術の活用のためのかかり増し費用として入札金額を決定してください。水素技術の活用に要する費用をX円、サービス購入料Aの入札金額に含まれる水素技術の活用をしない場合に追加で発生する費用をY円とすると、水素技術活用に係る費用の入札金額はX-Y（円）としてください。
2	入札説明書	2(1)シ(ア)	更新の取扱	19	11	新施設の更新投資資産について、運営期間中、更新の完了（引渡し）の都度、貴県に所有権が移転すると理解しております。この点を踏まえ、更新の完了（引渡し）の都度、その全額を事業者にお支払いいただき、事業者が負担する償却分は、更新の完了（引渡し）後、各年度償却額を毎年度事業者から貴県にお支払いしていく条件に変更いただくことを要望いたします。	原案のとおりとします。
3	入札説明書	2(1)シ(ア)	更新の取扱	19	15	第2回個別対話の議事録に基づき、次の内容の文章案のご提示をお願い致します。 【第2回個別対話 議事録】 利用料金を物価変動によって改定する場合、更新対象残存価値上限額のうち、事業提案書における更新計画で改定の翌年度以降に予定されていた更新に係る部分について、改定時における入札説明書に定める物価指標⑤の上昇率を乗じるにより改定を行います。入札説明書別紙4を修正します。 次回対話の暫定回答において、県より文章案を提示して、協議します。	現時点では、下記の案を検討しています。 別紙4 3（4）利用料金を物価変動によって改定する場合の更新対象残存価値上限額の改定 （1）によって利用料金を改定する場合、更新対象残存価値上限額のうち、事業提案書における更新計画で当該改定の翌年度以降に予定されていた更新に係る部分についても、下記の計算式のとおり変更します。なお、下記における（＊2）及び（＊3）は、3（1）ウの計算式の（＊2）及び（＊3）と対応しています。 変更後の金額＝変更前の金額×利用料金改定時のウの計算式における「検討対象期間（＊2）の物価指標⑤の平均値÷基準期間（＊3）における物価指標⑤の平均値
4	入札説明書	3(4)ウ(イ)b	応募者の構成	29	5	第2回個別対話の回答より、「運転管理にあたる企業に実績要件が求められているのは、運営期間のみでよい」との回答がありましたが、再整備期間は不要との理解でしょうか。現在の運転管理契約に企業の実績要件が求められている以上、再整備期間も同様の実績要件が必要だと考えています。	応募者の構成においては、再整備期間の運転管理業務にあたる企業として資格要件を求めています。
5	入札説明書	別紙3 2(1)	サービス購入料A	49	24	サービス購入料Aの支払について、前払金の支払いは予定せず、原案の通りとするとございましたが、事業者が提案する部分引渡施設毎に『愛知県公共工事請負契約約款（土木工事用）』に準じた前払金及び中間前払金の支払いを改めて要望いたします。	原案のとおりとします。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
6	入札説明書	別紙3 3(2)	物価変動によるサービス購入料B～Dの変更	51	27	サービス購入料B～Dの改定の指標として、技術者の人件費動向を反映し、水道施設維持管理業務委託積算要領で適用労務単価としても採用されている「建築保全業務労務単価」への指標変更について、前回の個別対話にて貴県より協議することのご回答を頂いております。本件について協議させていただけないでしょうか。	建築保全業務労務単価の愛知地区・保全技師・保全技術員等日割基礎単価の全職種平均を指標とする方針です。
7	入札説明書	別紙4 3(1)イ	参照する指標	55	15	サービス購入料B～Dの人件費と同様に、利用料金のうち人件費の改定にあたって参照する指標として、水道施設維持管理業務委託積算要領で適用労務単価として採用されてきた「建築保全業務労務単価」は水道技術者の賃金を反映していますので、指標として採用いただくことを改めて要望いたします。	原案のとおりとします。
8	入札説明書	別紙4 3(1)イ	参照する指標	55	15	実施方針に関する質疑応答No. 270にて「SPCの所在地を豊橋浄水場内とすることは認めない方針です」とご回答いただきましたが、業務都合上、浄水場内に拠点を置くことが合理的と考えております。SPC所在地を豊橋浄水場もしくは豊橋南部浄水場内とすることをご承認いただけないでしょうか。	本提案においてSPC所在地を対象施設内とすることは認めません。現場事務所として使用することは問題ありません。
9	入札説明書	別紙4 3(1)ウ	物価変動比率	56	12	新施設の更新に係る会計処理について、企業会計基準委員会公表実務対応報告第35号より、 ①更新投資を実施した際に、更新投資のうち資本的に支出に該当する部分に関する支出額を更新投資に係る資産として計上する方法 ②公共施設等運営権を取得した時に、支出すると見込まれる額の総額の現在価値を負債及び資産として計上する方法 と2種類の取扱いがあるかと存じます。 『「豊橋浄水場再整備等事業実施方針」に関する質問』No. 173において、どちらの処理にするかは、事業者にて判断とするよう貴県からご回答いただいております。 利用料金の物価改定対象項目として償却費も対象となっておりますが、物価変動比率の算定には物価改訂対象項目の合計額を用いることから、どちらの処理方法を採用したとしても算定結果は変わらないという理解しておりますが、認識に相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	入札説明書	別紙5	保険	58		事業者が自らの責任及び費用負担において付保する必要がある保険の対象施設は「場外管路」とされておりますが、浄水場を含めていない理由等がございましたら、ご教示いただけないでしょうか。	事業者が自らの責任及び費用負担で付保することを必須とする保険は、現状県が加入している保険と同等のものとしています。その他の保険は、事業者において本事業の運営の安定性の確保に必要と考える保険を適宜付保してください。
11	入札説明書	別紙5	保険	58		保険の対象施設は「場外管路」とされておりますが、運営権設定対象施設の範囲内との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	入札説明書	別紙5	保険	58		「供給した水により生じた身体障害・財物損壊」と記載されておりますが、場外管路は導水管であり、供給した水とは具体的にはどのような状況を想定されているのでしょうか。 過去に保険適用となった事例がございましたら、ご教示いただけないでしょうか。	例えば、当該管路から発生した漏水を原因としたものが想定されます。 事業対象施設ではありませんが、車両が管路上を通行した際、マンホール蓋が外れ車両に損傷を与えた事故があり、保険適用となった事例があります。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
13	入札説明書	3(4)ア	応募者等の構成			設計業務や工事業務に関して、JVを組成して実施する場合、JV代表ではない地元企業などもすべて構成企業となる必要があるのでしょうか？	構成企業となる必要があります。
14	要求水準書	第1 1(6)	予備力	6	1	「豊橋浄水場再整備など事業実施方針（案）」に関する質問のNo. 46、48から、施設能力88000m3/dに浄水ロスを加えたものが計画浄水量と認識しています。水道施設設計指針から、例えば沈でん池が4系列であった場合、1系列は予備系列となり、予備系列を除いた3系列で計画浄水量が処理できる設備を考えております。この場合、全4系列稼働しないと計画浄水量が処理できない沈でん池設備は設計指針を満足せず、要求水準未達であるという理解でよろしいでしょうか。	沈でん池1系列清掃時にも計画浄水量が処理できる沈殿池設備を求めます。 全4系列稼働しないと計画浄水量が処理できない沈でん池設備は設計指針を満足せず、要求水準未達です。 予備系列を除いた3系列で計画浄水量が処理できる設備であれば要求水準を満たします。
15	要求水準書	第2 12(2)イ	責任者の配置	35	5	豊橋浄水場等責任者、豊橋南部浄水場等責任者、場外管路責任者については、豊橋浄水場や豊橋南部浄水場の管理技術者があっても問題でしょうか？	問題ありません。
16	要求水準書	第3 1(3)	各施設の要求水準	42	9	撤去対象は、既存施設（再整備対象）の構造物、場内配管及びケーブル類となっております。自家発電設備の地下タンク内の燃料の廃油は県が実施して頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	構造物内の不要となったユーティリティの処分も、事業者の業務範囲です。燃料処分に関して、事業者が処分すべき廃油が過剰にならないような在庫管理など、県としても必要な協力は行います。
17	要求水準書	第3 1(3)イ	各施設の要求水準	42	10	構造物撤去に関して、工事費を何を根拠に見積もって、どのように精算するお考えでしょうか。	新施設の建設と同様に、事業者の作成する工事費内訳書や数量計算書を基に出来高を確認し、費用を支払う想定です。また、撤去対象は事業者提案を期待しており、発注者が撤去に関する数量根拠を提示する考えはありませんので、完成図書に基づいて撤去費用を算定ください。完成図書に記載のない施設が確認された場合は、特定事業契約書（案）第37条第4項及び第5項に従って対応します。
18	要求水準書	第3 1(3)	施設共通の要求水準	42	10	既存設備（再整備対象）は撤去、という記載から、既設の「管理棟やポンプ井・沈殿池等」は撤去し、新しい「管理棟やポンプ井・沈殿池等」を建設するのが要求水準と理解しています。すなわち既設のポンプ井を例にとると、残置して耐震補強して使用することは要求水準未達と考えております。理解の通りでよろしかったでしょうか。 【補足】 42頁13行目に”既存施設のコンクリートなど再利用が可能なものについては、県が認める範囲において再利用可能とする”ということも書かれていますが、要求水準2 1 頁の”建設”の定義からも、再整備対象となっている既設を耐震補強して継続利用することは、要求水準未達と考えております。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書	第1 2(5)	施設の複数化	43	8	着水井→沈でん池の配管と、沈でん池→ろ過地の配管は、敷地が狭くて2条化が困難であるところ、再整備期間を通じて2条化が要求水準となるのでしょうか。	当該配管については、施工期間中は1条で問題ありません。施工終了時点では、2条化が要求水準です。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
20	要求水準書	図表17	監視制御設備	45		監視制御設備の要求水準に「ウ供給点のうち、必要と思われる施設を監視制御すること。」との記載があります。この「必要と思われる施設」とは豊橋浄水場から直接送水している「権現調整池（1号），（2号）」と「豊橋広域調整池」と考えておりますがよろしいでしょうか。	「必要と思われる施設」については、要求水準書 別紙9「監視・制御を実施している項目一覧（現状）」等を参考に、応募者が提案してください。信号取合については、広域送水監視制御システムで伝送されている信号は本システムからの受け渡しで支障はありません。
21	要求水準書	第3 1(4)イ	工事	47	18	「近隣の土地として、小鷹野浄水場の敷地の一部を確保することも許容する・・・豊橋市の合意を得られた場合に限る。」との記載がありますが、工事中のある施工段階において、小鷹野浄水場の緩速ろ過池脇に大型クレーンを設置して作業をおこなうことは許容されるのでしょうか。ただし、小鷹野浄水場管理者様の要望に応じて養生等を実施します。	豊橋市に対して協議いただくことは可能です。
22	要求水準書	第3 1(4)イ	工事	47	18	「近隣の土地として、小鷹野浄水場の敷地の一部を確保することも許容する・・・豊橋市の合意を得られた場合に限る。」との記載がありますが、工事中のある施工段階において、小鷹野浄水場の緩速ろ過池脇を工事用車両が通行することは許容されるのでしょうか。ただし、小鷹野浄水場管理者様の要望に応じて養生等を実施します。	豊橋市に対して協議いただくことは可能です。
23	要求水準書	第3 1(4)イ	工事	47	18	「近隣の土地として、小鷹野浄水場の敷地の一部を確保することも許容する・・・豊橋市の合意を得られた場合に限る。」との記載がありますが、敷地の一部を利用しての新設構造物を築造する際の土留め（完成後は地表面付近は撤去して、以深は残置）、配管設置は許容されるのでしょうか。	豊橋市に対して協議いただくことは可能です。
24	要求水準書	第3 1(4)ケ	再整備期間中の対応	48	25	豊橋浄水場において現在委託工事を請け負っております業者との取り決め事項について教えてください。	浄水処理に影響を与えないことが原則となりますが、平日9時～17時に作業すること、入場時に名簿の記入をすることなどがあります。
25	要求水準書	第3 2(2)コ	緊急事態の対応	53	25	「緊急事態において、事業者が自らの判断で災害防止等のための応急措置を行うことを県は妨げないものとし、この措置に伴う結果と費用についての責任は、県が負うものとする。」と記載されております。今回、健康に害する水質事故が発生した場合、事業者の判断で迅速に送水ポンプを一時停止することを検討しております。一方で、P57において「水道法23条に定める給水の緊急停止」は県が引き続き担うとあります。送水ポンプの一時停止は給水の緊急停止には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。P57における給水の停止は、受水団体または工水ユーザーへの給水を停止することを意味しており、浄水場の送水が止まった場合においても調整池等の貯水を用いた給水が可能な場合があります。給水停止の判断は浄水場の送水状況、調整池の貯水状況等を勘案して県が引き続き行います。なお、取水一時停止についても、水安全計画の記載内容に則り、事業者の判断で実施してください。
26	要求水準書	第3 3(1)ア	水道法第20条で規定される、水質検査	57	25	水道法第20条に基づく水質検査については、貴県が引き続きその業務を担うと記載されておりますが、臨時の水質検査も貴県が実施されるとの認識でよろしいでしょうか。	水道法第20条に基づく定期及び臨時の水質検査は県が引き続き担います。
27	要求水準書	第3 3(1)ア	水道法第20条で規定される、水質検査	57	26	事業期間において貴県で実施される水質検査の結果について、事業者にも共有いただく、方法・頻度についてご教示ください。	県は、「愛知県企業庁水質検査計画」に基づき水質検査を行う想定です。結果が判明した後、事業者にも共有することも可能ですが、共有する方法、頻度について現段階で想定するものではありません。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
28	要求水準書	第3 3(1) ア	基本的な考え方	57	27	「水道法第20条で規定される、水質検査」は貴県が引き続き担うと記載されておりますので、供給した水によって生じた偶然な事故に起因して他人の生命もしくは身体に損害を与えた場合、貴県が法律上の損害賠償責任を負うとの認識でよろしいでしょうか。	個別具体の事象を適用法令及び特定事業契約書（案）第104条の枠組みに当てはめて解釈する想定です。
29	要求水準書	第3 3(1) ア	水道法23条に定める給水の緊急停止	57	27	事前に提出し、承認された運転管理計画書および水質管理計画書に定めた方法の範囲内においては、事業者の判断で送水ポンプの一時停止を行い、事後報告することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、送水ポンプの一時停止後、速やかに報告してください。
30	要求水準書	第3 3(1) オ 図表19	維持管理計画書の作成	60		年間水質管理計画書につきまして、「県が公表している水質検査計画を参考に作成し、これと同等以上の計画とすること」との記載がございますが、定期試験「原水毎月試験」のうち「森岡取水場」、「三ツ口池取水塔」は貴県が実施し、「豊橋浄水場原水」は事業者が実施するとの認識でよろしいでしょうか。水質検査計画の中で、事業者が実施すべき事項について明示いただけますでしょうか。	県は、引き続き、「愛知県企業庁水質検査計画」に基づき水質検査を行う想定であり、「森岡取水場」、「三ツ口池取水塔」、「豊橋浄水場原水」、いずれも県が引き続き定期試験を行う予定です。事業者は要求水準を守るために必要な浄水処理過程での水質検査（水安全計画に基づく連続測定含む）等を適宜実施することを求めます。
31	要求水準書	第3 3(3) イ	既存施設の修繕について	63	1	守秘義務対象資料としてご開示いただいた「1 6 既存設備の更新予定」に関して、2034年度以降の更新計画がない状況とのこと第1回個別対話にて確認させていただきました。 第2回個別対話では、既存施設の修繕費の試算について、公平性が保たれるような条件設定について質問させていただき、「事業者の懸念点は理解しました。次回対話で協議します。」とのご回答をいただいております。本内容についての検討結果についてご教示いただきたくお願い申し上げます。	特定事業契約書（案）第80条第4項として、「新施設以外の運営権設定対象施設のうち、事業者の責めに帰すべき事由によらず要求水準書別紙18に示す施設利用年数（ただし、要求水準書別紙18に施設利用年数が示されていない施設にあっては、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第15条に規定する法定耐用年数）を超過したもののに関して、事業者が運営業務における修繕に要した費用は、事業者が適切な保守・点検によって修繕の実施を最小限にするための合理的な努力を尽くしている」と県が認められる場合には、県が直接事業者に補償することにより負担する。」を追加する方針です。 なお、事業者が要求水準に従って保守・点検を行っていれば、「適切な保守・点検によって修繕の実施を最小限にするための合理的な努力を尽くしている」と認める想定です。
32	要求水準書	別紙18	事業者が目指すべき施設利用年数	63	1	既存施設の修繕費算出に関わる内容のため、事業者が目指すべき施設利用年数について、建築付帯設備や土木設備における施設利用年数の設定をご検討いただけますでしょうか。	企業庁利用年数を定めるものを除き、法定耐用年数でご検討ください。
33	要求水準書	第3 3(2) ウ(エ)	運転マニュアル、作業手順書及び水安全計画	63	3	「水安全計画は県が策定、修正するものとするが、事業者は年度末に行う修正に協力すること」と記載されております。 豊橋浄水場が新施設へ移行した時点で、水安全計画の管理基準の見直しについて、貴県と協議させていただくことは可能でしょうか。	豊橋浄水場再整備後の水安全計画については、施設構造が変わることから協議により見直す想定です。なお、原水及び浄水の管理基準の低下（例えば、取水停止を判断する原水濁度の低下等）は原則として認めません。
34	要求水準書	第3 3(5) ウ(ア)	更新計画書の修正	65	21	導水管の更新計画案策定業務に関して、測量業務や、試掘は業務内容として含まれていない理解ですが、よろしいでしょうか？ 概算事業費の算出は業務範囲に含まれるとのことですが、施工方法としてシールド工法も考えられるため、詳細検討が含まれると大きく業務量が異なります。	導水管路の更新計画案策定業務に測量及び試掘等の詳細検討は要しません。 第5. 1（4）（イ）～（オ）の各種調査やその他県が提供する情報を基に、更新計画案を策定していただく想定です。 作成する図面は、全体平面程度を想定しています。 概算費用は、水量あたり単価やmあたり単価、「水道事業の再構築に関する更新費用算定の手引き厚生労働省」を参考とした費用関数等による算出を想定しています。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
35	要求水準書	第3 3(7)	水質管理	67	21	「水質管理は、水道法施工規則第15条第1項を遵守した提案とする」とあります。こちらにのつとると、水質項目によって異なりますが、概ね1ヵ月に1度以上の水質検査が必要となります。 水道水質基準で「要検討項目」とされているアクリルアミドについては、水質検査の頻度等の規定がありません。 「アクリルアミド」を含むポリマーを使った浄水処理は、国内での水道採用例がほぼありません。また既存の豊橋浄水場でも、ポリマーは使用されておりません。「アクリルアミド」を含むポリマーを使って事業者が浄水処理する場合においても、水質管理は水道法施工規則第15条第1項を遵守すれば良く、アクリルアミドについては水質検査は不要という理解でよろしいでしょうか。	要検討項目であり、検出状況を把握するため、事業者にて適正な頻度で水質検査の実施に努め、事業者の責でアクリルアミドを管理してください。 水質検査頻度については、水道水質基準の改正や国から指摘を受けた場合などに見直しが必要になる可能性もあります。
36	要求水準書	第5 1(2)エ	実施体制	82	10	管理技術者（巡視）の資格要件について、「過去10年以内の水道管の点検業務の実務経験又は施工管理技士（2級以上）若しくはこれに相当する資格を有するもの」とありますが、これに相当する資格について、「管路施設管理技士（2級）」（日本水道協会資格）は含まれると考えてよろしいでしょうか。	「管路施設管理技士（2級）」（日本水道協会資格）も資格要件として認めます。
37	特定事業契約書（案）	別紙13 2(1)	運転・維持管理業務	1	14	1（3）同様、当該年度における数次にわたる不可抗力による追加費用及び損害額については個別具体的な状況によっては、累計適用の可能性を否定するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	同一年度内の数次にわたる不可抗力によって、追加費用及び損害が集積した場合も、原則として不可抗力の事由1件ごとに、サービス購入料B、C及びDの1%に至るまでは事業者の負担とします。しかしながら、事由1件ごとに算定することが明らかに不合理な場合においては、当該事象に係る同一年度内の追加費用及び損害額の合計額について、サービス購入料B、C及びDの1%に至るまでを事業者の負担とすることも否定しません。
38	特定事業契約書（案）	第9条	契約の保証	3	20	履行保証保険の加入方法について、第1回及び第2回個別対話にて、保険会社の引受け可能な付保方法と保険料を考慮し、保険期間1年を再整備期間に亘り毎年更新とし、また保証金額も毎年度時点の未履行分のみ対象としていただくようご要望いたしました。本件では再整備期間が長期に亘るため保険実務との齟齬が生じており、前者の保険更新方法を認めて頂きたく、また、事業者による契約上の履行を担保するものとの趣旨からすれば、事業者による業務履行済みの部分は順次除外（その時々において既払いのサービス対価A乃至Dを控除した金額を保証金額と）して頂きたく存じます。改めてご検討いただけないでしょうか。	特定事業契約書（案）第118条第1項第1号において、新施設の引渡し前の契約解除違約金は、サービス購入料Aの総額から、解除時点の前年度末までに部分引渡しを完了した新施設に相当するサービス購入料Aの額を控除した金額の10%と修正します。 特定事業契約書（案）第9条第2項も同様の修正を行い、上記違約金の金額を再整備期間中にわたって担保する契約保証を行う必要があるものとしします。 契約保証を入札説明書3（8）コ（イ）又は（ウ）bによって行う場合であって、契約締結時に保険契約等を再整備期間終了まで設定できないときは、分割での設定を認めます。この場合も、設計施工の進捗状況に合わせるなど可能な限り長い期間（3～5年程度を想定）を設定してください。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
39	特定事業契約書 (案)	第9条第1項第5号	契約の保証	3	29	履行保証について、第2回対話にて「単年度または数年単位の更新を可能とする」かについては回答を保留するとご回答いただきました。検討結果についてご教示いただきたく存じます。	特定事業契約書(案)第118条第1項第1号において、新施設の引渡し前の契約解除違約金は、サービス購入料Aの総額から、解除時点の前年度末までに部分引渡しを完了した新施設に相当するサービス購入料Aの額を控除した金額の10%と修正します。 特定事業契約書(案)第9条第2項も同様の修正を行い、上記違約金の金額を再整備期間中にわたって担保する契約保証を行う必要があるものとしします。 契約保証を入札説明書3(8)コ(イ)又は(ウ)bによって行う場合であって、契約締結時に保険契約等を再整備期間終了まで設定できないときは、分割での設定を認め、入札説明書にもその旨追記します。この場合も、設計施工の進捗状況に合わせるなど可能な限り長い期間(3～5年程度を想定)を設定してください。
40	特定事業契約書 (案)	第72条	保険の付保等	30	19	「運営業務について必要となる保険の付保が完了していること」と記載されておりますが、貴県が現在加入されている保険の内容についてご教示いただけないでしょうか。 また、事業者への運営権設定後に貴県が継続して加入予定の保険内容についてご教示いただけないでしょうか。	現在加入している水道賠償責任保険契約の契約書を守秘義務対象資料として開示する予定です。なお、運営権設定対象施設以外に係る保険は継続して加入する予定です。
41	特定事業契約書 (案)	第88条第3項	利用料金の収受等	37	30	第1回、第2回個別対話において、運営開始初期の利用料金入金までの事業者の運転資金の負担を軽減いただくよう入金フローについてご検討いただくようご要望いたしました。ご検討結果についてご教示ください。	特定事業契約書(案)第88条第3項を、「県は、事業者に対し、各月において利用者から収受する料金等のうち、利用料金相当額を、利用者が県に支払った料金等が県の指定する銀行口座に着金する日の属する月の末日までに、事業者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。」と修正します。
42	特定事業契約書 (案)	第106条	リスク費の予算計上について	47	6	第2回個別対話では、豊橋南部浄水場の原水臭気悪化に伴う活性炭使用量の増加により、令和5年度と令和6年度の10月～12月の3か月における活性炭使用金額が30,000千円以上増加していることから、事業者側としてリスク費の計上・提案金額の増加に繋がる旨のご説明をさせていただきました。特定事業契約書(案)第106条「運営期間中一水量又は水質の変動」では、運営権設定対象施設において処理する原水の水量又は水質の変動に起因する追加費用負担は、恒常的な悪化または法令改正・不可抗力に起因する以外のものは事業者負担となっておりますが、一時的な原水水質の悪化(臭気の発生等)により対策費用が高額に及ぶ場合がございますので、一時的な事象においても、協議により、県の補償が受けられる制度を設けていただけないかご質問をさせていただき、「事業者の懸念点は理解しました。次回対話で協議します。」とのご回答をいただいております。本内容についての検討結果についてご教示いただきたくお願い申し上げます。	特定事業契約書(案)第106条第1項第2号として、「運営権設定対象施設において取水される原水におけるかび臭の発生等の突発的な水質の悪化によって本事業の実施に重大な悪影響を及ぼす程度の追加費用が事業者に生じた場合、事業者は、県に対して、当該追加費用の負担に関する協議を申し入れることができる。県は、当該追加費用を負担する場合、直接事業者に補償することにより負担する。」を追加します。 ただし、県が追加費用を負担する場合とは、官能試験等により臭気を発する物質の検出が長期化する等、追加費用の発生を県が合理的に認めている場合を想定しています。 例えば、平成27年度から令和6年度までの豊橋浄水場及び豊橋南部浄水場における活性炭の注入量の実績においては、豊橋南部浄水場における令和6年10～12月のかび臭による活性炭の使用量増加が運営期間中に発生していれば県による追加費用負担の協議の要件を充足するものとする一方、その他の年度においては当該協議の要件を充足しないと考えています。
43	落札者決定基準	4(2)ウ(ア)	入札価格の確認	5	7	「入札書に記載された金額が予定価格及び利用料金の上限の範囲内にあることを確認」とありますが、サービス購入料A～D、水素技術活用にかかる費用及び利用料金の提案額の合計が上限に入っていることを確認されるという理解でよろしいでしょうか？	それぞれが上限価格内に収まっていることを確認します。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
44	関連資料集	2	場内配管の再整備施工区分	1		第1回個別対話No. 58において、「再整備対象以外の構造物から1m以内及び敷地境界から1m以内は再整備対象外」とご回答いただいておりますが、既設の擁壁・フェンスは「敷地境界から1m以内」に該当するため再整備対象外であるとの認識でよろしいでしょうか。	関連資料集の「場内配管の再整備施工区分」においては、あくまでも構造物、敷地境界を跨ぐ配管等の取り扱いを示したものであり、フェンスは再整備対象範囲です。擁壁については、再整備の必要はありません。
45	関連資料集	7	想定送水量（将来需要見込）			H25～H29年度及びR6年度の送水量の実績値を開示いただけませんか？	守秘義務対象資料として開示します。 ただし、令和6年度送水量については、統計データとして未集計であり、現時点では開示できません。集計時点で開示します。
46	関連資料集	7	想定送水量（将来需要見込）			送水量への換算にあたって用いられた、過去5年の有収率（豊橋、豊橋南部）をご教示ください。	守秘義務対象資料として開示します。
47	関連資料集	7	想定送水量（将来需要見込）			想定送水量（将来需要見込）に記載されている一日最大送水量と、豊橋浄水場・豊橋南部浄水場運用概要に記載されている供給点需要は整合しないのでしょうか？豊橋浄水場で比べてみると、2024年度において、一日最大送水量は75,654m3/Dとなっている一方で、供給点需要は77,500m3/日（新城線送水系統：24,500m3/日、豊橋線送水系統：53,000m3/日の和）となっております。加えて、2035年推計と2055年推計における供給点需要に365を乗じた水量と、豊橋浄水場及び豊橋南部浄水場の年間送水量について、豊橋浄水場の数値は大きく異なり、豊橋南部浄水場は概ね近い値となり、考え方をご教示ください。	計算根拠を確認したところ、豊橋南部浄水場の最大送水量の計算において負荷率が反映されていませんでした。 当該資料については、おって修正版を開示します。
48	関連資料集	（共通開示）第1回個別対話議事録No. 53	送水能力			『共通開示版議事録No53「常用の電気設備容量の考え方については確認して回答いたします」とありましたが回答いただけていません。ご回答いただけないでしょうか。	常用の電気設備容量については、計画浄水量を実現させるための実働負荷でご検討ください。（計画浄水量を超える予備機負荷は含めない。また、他浄水場への応援給水に要する機器の負荷は含む） なおデマンド契約は、日常発生しうる需要に対応できるだけの電力量に、新城線又は豊橋線への応援給水が可能な電力量を加算してご検討ください。
49	関連資料集	（共通開示）第2回個別対話議事録No. 70				原水臭気が高まった場合における対策費・追加費用に関して、「次回対話で協議します。」と回答されています。一時的な事象に対して協議により貴県の補償が受けられる制度の設定について、貴県のお考えをお教えてください。	特定事業契約書（案）第106条第1項第2号として、「運営権設定対象施設において取水される原水におけるかび臭の発生等の突発的な水質の悪化によって本事業の実施に重大な悪影響を及ぼす程度の追加費用が事業者が生じた場合、事業者は、県に対して、当該追加費用の負担に関する協議を申し入れることができる。県は、当該追加費用を負担する場合、直接事業者に補償することにより負担する。」を追加します。 ただし、県が追加費用を負担する場合とは、官能試験等により臭気を発する物質の検出が長期化する等、追加費用の発生を県が合理的に認めている場合を想定しています。 例えば、過去10年（平成27年度から令和6年度まで）の豊橋浄水場及び豊橋南部浄水場における活性炭の注入量の実績においては、豊橋南部浄水場における令和6年10～12月のかび臭による活性炭の使用量増加が運営期間中に発生していれば県による追加費用負担の協議の要件を充足するものと考える一方、その他の年度においては当該協議の要件を充足しないと考えています。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
50	関連資料集	(共通開示) 第2回個別対話議事録 No. 86				第2回個別対話の質疑回答(共通開示)にて「基本料金、使用料金の別によらず森岡工水の使用量に応じてお支払いする想定です。つまり、森岡工水を使用した際は、基本料金を含めて使用料金をお支払いいたしますが、森岡工水を使用しなかった場合は、基本料金もお支払いしません。」とありますが、森岡工水の水量は、南部工水の水量と比例しておらず、事業者の裁量で制御できないため、森岡取水場の基本料金と使用料金は県負担でお願いできますか。	森岡取水場（工水）のポンプ使用時の使用料金のみを県が負担することとし、常時発生する基本料金は事業者負担とします。なお、電気料金の基本料金に係る水道、工業用水道の負担率は「水工負担率表」をご参照ください。 (第2回個別対話議事録（共通版）No86にて同様のご質問をいただきましたが、ポンプの可動を必要としない状況にあっても、常にポンプの稼働が可能な状態を維持する電力調達（契約）を求めるため、修正いたします。)
51	参考資料集	2月14日守秘義務資料 10_豊橋浄水場・豊橋南部浄水場運用概要.pdf 5月22日守秘義務資料 豊橋浄水場修繕費(H25～R6).xlsx	森岡取水場（工水）に係る動力費、豊橋浄水場修繕費			2025年2月14日守秘義務資料の「10_豊橋浄水場・豊橋南部浄水場運用概要.pdf」の3ページ目に「森岡取水場（工水）に係る動力費は別途県が負担する」と記載されております。森岡取水場の工水に係る設備等の修繕費についても動力費と同様の考え方で、別途貴県にご負担いただくとの理解でよろしいでしょうか。	再整備期間中の森岡取水場の工水に係る設備等の修繕は県が実施します。 運営期間中の森岡取水場の工水に係る設備等の修繕は事業者の負担となります。
52	参考資料集					豊橋市事務室及び脱水施設のユーティリティ調達費用を事業計画に織り込むため、過去の実績がわかる資料を開示していただけないでしょうか。	小鷹野浄水場における過去1年間（R5.4～R6.3）の水道使用量は999㎥/年であり、豊橋市事務室における水道使用量はこれ以下となる見込みです。豊橋市事務室の電力使用量については、要求水準書（案）別紙に示す「豊橋市事務室に求められる事項」を参考に、事業者が設定してください。 脱水施設のユーティリティ調達費用に係る参考資料としてPFI管理月報を開示する予定です。
53	参考資料集					利用料金と別途お支払いいただけるユーティリティ調達費用は、税込みでお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。	詳細は協議によって定めますが、消費税についてはお支払いする想定です。
54	入札説明書一式に関する質問回答（2025/2/7）	NO. 11		2	16	自家発電設備の南側に設置されている新しい倉庫（建屋のみ）を転用したいと考えておりますが、問題ないでしょうか。	ご指摘の倉庫を除却せず有効活用していただくことは可能です。この場合、本事業の契約上、「新施設」として取扱います。事業者は、適切に維持管理等を実施してください。
55	様式集（Excel）	G-2-⑦				様式G-2-⑦ 欄外脚注において、「※ 2025年度の出来形を想定していません。2025年度に出来形が計上できる場合、2026年度出来形と合わせて支払います。」とございますが、事業開始初年度は、設計業務を開始するとともに、SPC設立・開業費の負担が大きいにも関わらず、1年以上もSPCで費用立替が生じることとなります。2025年度の出来形についても、個別にお支払いいただくようお願いいたします。	2025年度に出来形が計上できる場合、2026年度出来形と合わせて支払うことは、公募の条件としてご理解ください。
56			動力管理表			森岡取水場の動力管理表において工水の電力使用量が2024年4月から12月の期間のみ使用されております。 上記の期間のみ電気が使用されている理由をご教示いただけないでしょうか。 また、今後の森岡取水場における工水の電気使用予定についてご教示いただけないでしょうか。	豊橋南部浄水場の工業用水需要が増えたことによるものです。 工業用水需要が引き続き維持されれば、今後も継続的に森岡取水場のポンプを可動（電気を使用）する想定です。

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		項目番号	項目名	頁	行		
57			上工水負担率表			貴県におかれましては、上水道および工業用水道の負担率表（アロケ率）に基づき、水道事業会計と工業用水道事業会計を按分されておりますが、最新の上水道・工業用水道負担率表をご開示いただけますでしょうか。 また、按分の計算式およびその根拠についても併せてご教示いただけますでしょうか。	上工水負担率表を守秘義務対象資料として開示する予定です。 なお、上工水負担率表は維持管理アロケーションの中で、上水または工水に区分できないものを対象とするものであり、取り扱いには注意してください。
58			上工水負担率表			貴県において上水道および工業用水道の負担率表（上工水負担率表）について、その改訂はどのようなタイミングで実施されているのか、ご教示いただけますでしょうか。	設備更新により機器構成が変更となるタイミングで見直しが行われます。 本事業においては、見直しがないものとして取り扱ってください。
59			上工水負担率表			森岡取水場における動力費の基本料金において、2024年4月に上水と工水のアロケ率が水道62%、工水38%から水道60%、工水40%に変更されております。 上記のアロケ率の設定根拠と変更理由をご教示いただけないでしょうか。	豊橋南部浄水場の工業用水道事業が増えたことに伴い、森岡取水場のポンプを可動する頻度が増えたことに伴い、契約対象負荷容量比に見直したことによるものです。
60			上工水負担率表			森岡取水場の自家発電設備の修繕費・委託料・材料費・動力費の現状の水道事業会計と工業用水道会計のアロケ率をご教示いただけないでしょうか。 また、按分の計算式およびその根拠についても併せてご教示いただけますでしょうか。	上工水負担率表を守秘義務対象資料として開示する予定ですのでご確認ください。
61			上工水負担率表			豊橋南部浄水場における動力費の基本料金において、2024年4月に上水と工水のアロケ率が水道79%、工水21%となっております。 上記のアロケ率の設定根拠をご教示いただけないでしょうか。	電気設備の負荷容量比によるものです。
62			上工水負担率表			豊橋南部浄水場における水道・工業用水道の動力費を算定するにあたり、それぞれの電力使用量をどのように把握されておりますか。	上工水負担率表を守秘義務対象資料として開示する予定ですのでご確認ください。
63			上工水負担率表			豊橋南部浄水場の自家発電設備・取水導水施設などの修繕費・委託料・材料費・動力費の現状の水道事業会計と工業用水道会計のアロケ率をご教示いただけないでしょうか。 また、按分の計算式およびその根拠についても併せてご教示いただけますでしょうか。	上工水負担率表を守秘義務対象資料として開示する予定ですのでご確認ください。
64			上工水負担率表			資金調達計画および収支計画（提案様式G-1）において、「水道・工業用水道に係る共通経費がある場合、その経費の按分の考え方」と記載されておりますが、共通経費とは具体的に何を示されているのでしょうか。（例、産業廃棄物処理など）	例えば、SPC経費などを想定しています。 具体的には管理部門の人件費、公租公課、資金調達費用等を想定しています。
65						管路等の災害対応について参加した企業には総合評価で加点するなどの対応をされていると認識しておりますが、SPCが業務を請け負うことになってもその加点は変えずにご評価いただけるという理解で宜しいでしょうか。	本事業の事業者から受託する緊急修繕等については、愛知県の総合評価落札方式の一般競争入札における地域精進度地域貢献度等の加点対象にはなりません。